「各連結子法人（法第六十八条の十五の二第二項第一号」を「連結子法人（法第六十八条の十五の二第一項」に、「金額の合計額」を「場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額」に改め、同号イ(1)から(3)までを次のように改める。

(1)　法第六十八条の十五の二第一項第二号イに掲げる場合　当該適用年度の次に掲げる金額の合計額

(i)　六十万円に、当該連結親法人又はその連結子法人の法第六十八条の十五の二第一項第二号イ(1)に規定する個別特定新規雇用者数（(2)(i)及び(3)(i)において「個別特定新規雇用者数」という。）を乗じて計算した金額

(ii)　五十万円に、当該連結親法人又はその連結子法人の法第六十八条の十五の二第一項第二号イ(2)(i)に規定する個別対象非特定新規雇用者数（(2)(ii)及び(3)(ii)において「個別対象非特定新規雇用者数」という。）及び同号イ(2)(ii)に規定する個別非新規基準雇用者数（(2)(ii)及び(3)(ii)において「個別非新規基準雇用者数」という。）の合計を乗じて計算した金額

(2)　法第六十八条の十五の二第一項第二号ロに掲げる場合　当該適用年度の次に掲げる金額の合計額

(i)　三十万円に、当該連結親法人又はその連結子法人の個別特定新規雇用者数及び法第六十八条の十五の二第一項第二号ロ(1)(ii)に規定する個別移転型特定新規雇用者数の合計を乗じて計算した金額

(ii)　二十万円に、当該連結親法人又はその連結子法人の個別対象非特定新規雇用者数、法第六十八条の十五の二第一項第二号ロ(2)(ii)に規定する個別移転型非特定新規雇用者数に一・五を乗じた数、個別非新規基準雇用者数及び同号ロ(2)(iv)に規定する個別移転型非新規基準雇用者数に一・五を乗じた数の合計を乗じて計算した金額

(3)　法第六十八条の十五の二第一項第二号ハに掲げる場合に該当する場合　当該適用年度の次に掲げる金額の合計額

(i)　三十万円に、当該連結親法人又はその連結子法人の個別特定新規雇用者数を乗じて計算した金額

(ii)　二十万円に、当該連結親法人又はその連結子法人の個別対象非特定新規雇用者数及び個別非新規基準雇用者数の合計を乗じて計算した金額

第三十九条の四十五の二第二十三項第二号を同項第一号とし、同項第三号中「第六十八条の十五の二第三項」を「第六十八条の十五の二第二項」に、「掲げる数」を「掲げる金額」に改め、同号イ中「当該連結親法人又は」を「三十万円に当該連結親法人又は」に、「にある各」を「にある」に、「限る。ロにおいて同じ。」を「限る。イ及びロにおいて同じ。」を「零。ロにおいて同じ。」を「零。イにおいて同じ。」に、「計算した金額（当該連結親法人又はその連結子法人の法第六十八条の十五の二第二項に規定する移転型計画につき受けた計画の認定に係る特定業務施設が同項に規定する準地方活力向上地域内にある場合には、二十万円に当該特定業務施設に係る当該連結親法人又はその連結子法人の当該適用年度の地方事業所特別基準雇用者数を乗じて計算した金額」に改め、同号ロ中「の当該適用年度の地方事業所特別基準雇用者数及び当該」を「及びその」に、「の地方事業所特別基準雇用者数を合計した数」を「に係るイに掲げる金額の合計額」に改め、同号を同項第二号とし、同項を同条第二十五項とし、同条第二十二項中「第六十八条の十五の二第三項に」を「第六十八条の十五の二第二項に」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に、「同条第三項」を「同条第二項」に、「地域再生法第十七条の二第三項の認定」を「計画の認定」に改め、「(法第六十八条の十五の二第五項第七号に規定する地方事業所基準雇用者数をいう。以下この項において同じ。)」を削り、「法第六十八条の十五の二第三項各号に掲げる連結法人」を「同項に規定する認定連結法人」に、「当該連結法人」を「当該認定連結法人」に、「を証する」を「が確認できる」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十一項中「から第三項まで」を「又は第二項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十二項とし、同条第十九項中「第六十八条の十五の二第三項」を「第六十八条の十五の二第二項」に、「同条第五項第一号」を「同条第四項第一号」に、「下この二第一項」に、「金額の合計額」を「場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額」に改め、同号イ(1)から(3)までを次のように改める。

(1)　法第六十八条の十五の二第一項第二号イに掲げる場合　当該適用年度の次に掲げる金額の合計額

(i)　六十万円に、当該連結親法人又はその連結子法人の法第六十八条の十五の二第一項第二号イ(1)に規定する個別特定新規雇用者数（(2)(i)及び(3)(i)において「個別特定新規雇用者数」という。）を乗じて計算した金額

(ii)　五十万円に、当該連結親法人又はその連結子法人の法第六十八条の十五の二第一項第二号イ(2)(i)に規定する個別対象非特定新規雇用者数（(2)(ii)及び(3)(ii)において「個別対象非特定新規雇用者数」という。）及び同号イ(2)(ii)に規定する個別非新規基準雇用者数（(2)(ii)及び(3)(ii)において「個別非新規基準雇用者数」という。）の合計を乗じて計算した金額

(2)　法第六十八条の十五の二第一項第二号ロに掲げる場合　当該適用年度の次に掲げる金額の合計額

(i)　三十万円に、当該連結親法人又はその連結子法人の個別特定新規雇用者数及び法第六十八条の十五の二第一項第二号ロ(1)(ii)に規定する個別移転型特定新規雇用者数の合計を乗じて計算した金額

(ii)　二十万円に、当該連結親法人又はその連結子法人の個別対象非特定新規雇用者数、法第六十八条の十五の二第一項第二号ロ(2)(ii)に規定する個別移転型非特定新規雇用者数に一・五を乗じた数、個別非新規基準雇用者数及び同号ロ(2)(iv)に規定する個別移転型非新規基準雇用者数に一・五を乗じた数の合計を乗じて計算した金額

(3)　法第六十八条の十五の二第一項第二号ハに掲げる場合に該当する場合　当該適用年度の次に掲げる金額の合計額

(i)　三十万円に、当該連結親法人又はその連結子法人の個別特定新規雇用者数を乗じて計算した金額

(ii)　二十万円に、当該連結親法人又はその連結子法人の個別対象非特定新規雇用者数及び個別非新規基準雇用者数の合計を乗じて計算した金額

第三十九条の四十五の二第二十三項第二号を同項第一号とし、同項第三号中「第六十八条の十五の二第三項」を「第六十八条の十五の二第二項」に、「掲げる数」を「掲げる金額」に改め、同号イ中「当該連結親法人又は」を「三十万円に当該連結親法人又は」に、「にある各」を「にある」に、「限る。ロにおいて同じ。」を「零。ロにおいて同じ。」を「零。イにおいて同じ。」に、「計算した金額（当該連結親法人又はその連結子法人の法第六十八条の十五の二第二項に規定する移転型計画につき受けた計画の認定に係る特定業務施設が同項に規定する準地方活力向上地域内にある場合には、二十万円に当該特定業務施設に係る当該連結親法人又はその連結子法人の当該適用年度の地方事業所特別基準雇用者数を乗じて計算した金額」に改め、同号ロ中「の当該適用年度の地方事業所特別基準雇用者数及び当該」を「及びその」に、「の地方事業所特別基準雇用者数を合計した数」を「に係るイに掲げる金額の合計額」に改め、同号を同項第二号とし、同項を同条第二十五項とし、同条第二十二項中「第六十八条の十五の二第三項に」を「第六十八条の十五の二第二項に」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に、「同条第三項」を「同条第二項」に、「地域再生法第十七条の二第三項の認定」を「計画の認定」に改め、「(法第六十八条の十五の二第五項第七号に規定する地方事業所基準雇用者数をいう。以下この項において同じ。)」を削り、「法第六十八条の十五の二第三項各号に掲げる連結法人」を「同項に規定する認定連結法人」に、「当該連結法人」を「当該認定連結法人」に、「を証する」を「が確認できる」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十一項中「から第三項まで」を「又は第二項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十二項とし、同条第十九項中